佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 農経第　５３９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年７月９日

（趣旨）

1. 知事は、県内における国際水準ＧＡＰの取組拡大を推進するため、新規に認証を取得し

ようとする農業者等（以下「補助事業者」という。）が認証取得のための研修受講に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

第２条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

２　補助事業者は、団体の代表者又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

３　補助事業者は、前項の第２号から第７号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

1. 事業を実施しようとする補助事業者は、様式第1号により補助金交付申請書（以下「交

付申請書」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

　２　知事は提出された交付申請書について、取組内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

３　補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではない。

４　第１項の交付申請書の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は１部とする。

５　規則第４条第３項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付の条件）

第４条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りでない。

（３）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

（４）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（５）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後５年間保管すること

２　前項（２）の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様

式第２号のとおりとする。

（実績報告）

第５条　規則第１２条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第３号のとおりとする。

２　第３条第３項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

３　第３条第３項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第６号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して１ヶ月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月３１日（第６条第１項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の４月３０日）のいずれか早い日とし、その提出部数は１部とする。

（補助金の交付）

第６条　この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができる。

２　規則第１５条に規定する補助金交付請求書は、様式第４号（精算払）又は様式第５号（概算払）のとおりとする。

　　附　則

　この要綱は、令和６年７月９日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容及び補助対象経費 | 事業実施主体 | 補助率等 | 重要な変更 | 留意事項 |
| 国際水準ＧＡＰの新規認証取得のためのコンサルタントの招聘  コンサルタント謝金及び旅費 | 県内に居住する、次のアからオに掲げる者。  ア　農業者  イ　農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）  ウ　農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する法人をいう。）  エ　農業協同組合  オ　その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。） | 定額  補助の上限額  15万円 | １　補助金額の増額又は補助金額の30％を超える減額  ２　事業内容の追加又は廃止  ３　補助事業の中止 | ア　新規に国際水準GAPの認証取得をする場合に限る。  イ　補助対象者の選定方法は（別記）による。  ウ　年度内に認証審査を受審すること。ただし補助事業者の責めに帰することができない事情により年度内に審査を受審することが困難な場合にあっては、審査会社との契約の締結をもって、認証審査の取組が完了したものとみなすことができる。  エ　交付対象となるＧＡＰ認証は、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP又はJGAPとする。 |

（別記）

補助対象者の選定方法

補助対象者の選定に当たっては、以下の考えに基づき優先順位付けを行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 考え方 |
| 個別認証を目指す場合 | 認証の対象作物の栽培面積が大きい支援対象者を優先する。 |
| 団体認証を目指す場合 | 認証の対象作物の栽培面積が大きい支援対象者を優先する。 |

　※個別認証と団体認証の両方から申請があり、予算の範囲を超えている場合は、団体認証の対象作物の1経営体当りの栽培面積を算出し、個別認証の栽培面積と比較して、大きい方を優先する。

（様式第１号）

　　　　令和　年　月　日

　佐賀県知事　　　　　　　　　様

申請者名

　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体認証の場合）

　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付申請書

令和　年度において、下記のとおり佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業を実施したいので、佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付要綱第3条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

（添付書類）

1. コンサルタントの見積書　（事業費の積算根拠となる資料）
2. 誓約書（別紙Ａ）

（団体認証の場合）

1. 事業実施主体の組織及び運営についての規約（定款）等の写し

１　事業の目的

２　ＧＡＰ認証取得計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象作物　（該当するものに○、その他の場合は記入） | | | | | |
| 青果物 | 穀物 | 茶 | | その他 | |
|  |  |  | |  | |
| 認証の対象作物 |  | | | | |
| ＧＡＰの類別（該当するものに〇） | | | | | |
| ＧＬＯＢＡＬ  Ｇ.Ａ.Ｐ | ＡＳＩＡＧＡＰ | ＪＧＡＰ | |  | |
|  |  |  | |  | |
| 認証の種別 | 個人 | | 団体 | |
|  | |  | |

３　認証取得を目指す経営の概要

□個別認証の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 対象の品目名 | 栽培面積 |
|  | a |
|  | a |
|  | a |

　□団体認証の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 対象品目 | 栽培面積 |
|  |  | a |
|  |  | a |
|  |  | a |
|  |  | a |

４　研修受講等計画（実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組計画（実績） | 実施時期(※) | 備考 |
| １研修受講計画（※）  ２認証審査 |  |  |

（※）受講する研修ごとに内容を記載

５　経費の区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業費（円） | 負担区分（円） | | 備考 |
| 県費補助金 | その他 |
| コンサルタント謝金及び旅費 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

　注１）事業費は別表に規定する補助対象経費を記入すること。

注２）県費補助金は別表に規定する補助金の上限以内の金額を記入すること。

注３）備考欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合は、「減額した金額○○○円（県費相当額）」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」と、それぞれ記入すること。

６　収支予算（収支精算）

（１）収入の部 　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 本年度予算額  （本年度精算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 比 較 増 減 額 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 県費補助金 |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部 　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 本年度予算額  （本年度精算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 比 較 増 減 額 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| コンサルタント謝金及び旅費 |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |

６　事業完了（予定）年月日　　　令和　年　月　日

（別紙Ａ）

誓　　　約　　　書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

令和　　年　　月　　日

佐賀県知事　様

　　　　〔団体の場合は代表者の住所又は事務所所在地 〕

住　　所

　　　　〔団体の場合は団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日 〕

　　　　　　（ふりがな）

団体名

（ふりがな）

氏　　名

　　　　　　　生年月日　（昭和・平成）　　年　　月　　日

注　１　氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏

　名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

２　申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及

び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認

を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、さが有機農業支援対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

（様式第２号）

令和　年　月　日

　佐賀県知事　　　　　　　　　様

申請者名

住　　所

（団体認証の場合）

代表者住所

団体名

代表者氏名

主たる事務所の所在地

令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金変更承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け農経第　　号で交付決定の通知があった令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業について、下記により事業の内容を変更し、〔佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金　金　　　円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付要綱第４条第２項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

注１）金額の変更がない変更承認申請の場合は、〔　　〕の部分は削除すること。

注２）記以下は、交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中、別紙Ａの「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注３）添付資料については、交付申請書から変更があったものに限り添付すること。

（様式第３号）

番　　　　　　号

　令和　年　月　日

　佐賀県知事　　　　　　　　　様

申請者名

住　　所

（団体認証の場合）

代表者住所

団体名

代表者氏名

主たる事務所の所在地

　　令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け農経第　　号で交付決定の通知があった令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

注１）　記以下は、交付申請書に準じて作成し、交付申請書又は変更承認申請書から金額や事業内容等に変更があった場合は比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

注２）　見積書、契約書、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

注３）　やむを得ない事情により年度内に審査を受審できない場合は、その理由及び審査の予定日を記載した理由書を添付すること

（様式第４号）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　佐賀県知事　　　　様

申請者名

住　　所

（団体認証の場合）

代表者住所

団体名

代表者氏名

主たる事務所の所在地

　　令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付請求書

　令和　年　月　日付け農経第　　号で額の確定通知があった令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証取得支援事業費交付金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県国際水準ＧＡＰ認証取得支援事業費補助金交付要綱第６条第２項の規定により請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求額 | | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 内訳 | 確定額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
|  | 交付済額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
|  | 今回請求額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
|  | 残 額 | 金　　　　　　　　　　　円 |

振込先

金融機関名

預金種別　　　　普通・当座

口座番号

口座名義人（ふりがな）

注１）「精算払」で交付する場合の様式である。

（様式第５号）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　佐賀県知事　　　　様

申請者名

住　　所

（団体認証の場合）

代表者住所

団体名

代表者氏名

主たる事務所の所在地

　　令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付請求書

　令和　年　月　日付け農経第　　号で交付決定の通知があった令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証取得支援事業費交付金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県国際水準ＧＡＰ認証取得支援事業費補助金交付要綱第６条第２項の規定により請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求額 | | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 内訳 | 交付決定額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
|  | 交付済額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
|  | 今回請求額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
|  | 残 額 | 金　　　　　　　　　　　円 |

振込先

金融機関名

預金種別　　　　普通・当座

口座番号

口座名義人（ふりがな）

注１）「概算払」で交付する場合の様式である。

注２）別紙Ｂの補助金請求一覧表を添付すること。

（別紙Ｂ）

佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金請求一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 経費の区分 | 事業費  （円） | 県費補助金  交付決定額  （円）  (A) | 既受領額  （円）  (B) | 今回請求額  （円）  (C) | 残　額  （円）  (A－(B+C)) | 事業完了  予定年月日 | 備考  （今回請求の理由） |
| 国際水準ＧＡＰの新規認証取得のためのコンサルタントの招聘 | 講師謝金  講師旅費 |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式第６号）

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　佐賀県知事　　　　様

申請者名

住　　所

（団体認証の場合）

代表者住所

団体名

代表者氏名

主たる事務所の所在地

令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金に係る

仕入控除税額報告書

令和　年　月　日付け農経第　　　号で交付決定の通知があった令和　年度佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金について、佐賀県国際水準ＧＡＰ認証支援事業費補助金交付要綱第５条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　佐賀県補助金等交付規則第１３条に基づく確定額

（　令和　　年　　月　　日付け農経第　　　号による

額の確定通知額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　　金 円

３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　　金 円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　金 円

（注）報告に当たっては、算定の基礎となる参考資料を添付すること。